

平成25年6月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年6月17日〔月曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	長田 實美
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について

議案第3号 農地法第4条に係る許可申請について

議案第4号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第5号 非農地証明願いについて

議案第6号 あっせんについて

議案第7号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第8号 非農地証明交付基準の制定について

○事務局

6月の定例総会を始めたいと思います。はじめに、日高会長に挨拶をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。現在梅雨の最中でございます。

蒸し暑い日が続いており、いもの植え付けやキビの手入れもピーク時期でございます。この暑さの中、作業もはかどらないとは思いますが、熱中症には気を付けて頂きたいと思えます。また、先週の台風3号も心配されましたが、幸いなことに種子島を逸れ一安心をしているところです。

まだまだ過ごしにくい時期が続きますが、お互い健康には留意して頂きたいと思うところです。

ここで報告をしておきますが、5月30日に種子島営農大学校の面接がありました。

25年度は2名の申し込みがあり、面接をおこなったところです。1人が神奈川県からの1ターン者の38歳の方です。7月に入校式があると思いますが、それまでの間、国上の園芸振興会長のところで手伝いをして色々指導を受けているようです。

もう1人が30歳の方です。市の営農指導員の息子さんで、今回農業したいということでございます。お父様がまだ若いので、卒業後は一緒に農業をして規模拡大をしたいということでした。以上で報告を終わります。

○事務局

はい、ありがとうございました。

会議規程により、以後の議事進行は会長にお願いしたいと思います。

○議長

本日は、全員の出席であります。

農業委員会法第21条第3項の規定により、ただいまから平成25年6月の定例総会を開催いたします。これより議事に入ります。

日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する署名委員には、12番委員の下園委員と、13番委員の南委員を指名します。

また会議書記には事務局職員の内田君を指名します。以上で日程第1を終わります。

続きまして日程第2、議案第1号農地法第3条に係る許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号農地法第3条許可申請について説明をいたします。

資料は1ページから3ページになります。今月は所有権移転1件、使用貸借権2件、賃貸借権7件の合計で10件の申請がありました。1ページ目をご覧ください。

1番は国上桜園地区の土地で、台帳現況地目は畑の2筆で面積4795平米を賃貸借により5年間貸借するものであります。

2番は、西之表の今年川地区の土地です。台帳現況地目は、畑の6筆で面積5281平米を親から娘へ使用貸借により10年間貸借するものであります。

3番は、安城平山地区の土地で、台帳現況地目は畑の一筆で851平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

4番は、安城の平山地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆で750平米を賃貸借により分10年間貸借するものであります。

5番です。国上中目地区の土地で、台帳現況地目は畑の2筆で3453平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

2ページ目をごらんください。

6番です。国上中目地区の中山間整備事業では場整備をした土地で、台帳現況地目は畑の3筆で4409平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

なお、ここはまだ登記が終わっていないので地番は仮地番で表示しております。

続きまして7番です。伊関の浜脇地区と沖ヶ浜田地区の土地で、台帳現況地目は、田の2筆で、面積2499平米と畑の10筆で、18990平米、合計21489平米を親から子への使用貸借により10年間貸借するものであります。

借人の経営面積は0平米ですけれども、許可後の経営面積が21489平米となり、下限面積の5000平米を超えます。

続きまして3ページをごらんください。

8番です。上西の横山地区の土地で、台帳現況地目は田の一筆で736平米を売買により、所有権移転するものであります。

9番、10番は農業経営円滑化事業で西之表市農業振興公社が間に入って貸し借りをするものであります。9番は公社が借り、10番は公社が貸し出すものです。

場所は上西の横山地区の土地で、台帳現況地目は畑の一筆で、6599平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

10番の借人の経営面積が0平米ですけれども、許可後の経営面積が6599平米となり、下限面積の5千平米を超えます。

以上本件1番から10番まで、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

ただいま事務局の説明があったところです。

関連いたしまして、それぞれ担当委員の方から現地調査等を踏まえた説明を求めます。

○2番委員

2番です。1番について説明します。

貸人は、国上野木平に在住している方で、借人は東京から来て経営拡大を行っている最中の人です。昨日、双方に確認しましたが問題はありません。以上です。

○3番委員

3番です。農地法第3条の規定による許可申請番号2番について、12日に調査を行いましたので、その現地の状況を報告いたします。これは、親から子への貸与でございます。6筆ありますが、調査した結果〇〇〇番地については、台帳は畑ですけど、現況は表土がなくて耕作には適さない農地という状況でした。

次の〇〇〇番地ですけど、これは原野になっておりました。

その次は、サトウキビを栽培しておりました。次に字が周防田というところでございますが、これは山林で、20数年前に杉を造林したということでございました。

その次の番地につきましては、サトウキビを栽培しておりました。

1番最後の土地ですが、ここも杉を造林しておりまして、山林になっておりました。

ですから、原野と山林が3筆ありますが、これは事務局にも相談したところ、非農地で申請した方が良いということで、来月にその申請をしてもらうようにしたいと思います。調査の結果は以上でした。

○5番委員

5番です。3番と4番については、関連がありますので合わせて報告させていただきます。3番と4番の方は、それぞれ日置市と東京都にお住まいの兄弟です。

借人は安城にお住まいの方です。この土地については、昨年までは違った方が、貸借をしていたようです。その方が高齢ということで、地元に住んでおります借人のおじさんにあたる方の斡旋の形で、賃貸借になったということでもあります。

賃借料が安い気がしますが、取り付け道路もあまり良く無く、周辺がニガダケ山で竹が走っているということで、前に耕作していた方も、無理して耕作していたようなほ場でもございました。今回の借人については、将来的には基盤整備をする土地だろうということで、10年先を見据えて、今から借りておきたいということでした。

ぜひ今頑張ってくださいということで、お願いをしてきたところです。

皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○6番委員

はい、6番です。整理番号5番と6番について説明します。

5番の貸人は、高齢の方で元は農業をしていた方です。借人は、国上中目在住の農業後継者で20歳ぐらいの方です。以前は別の人が耕作していたようです。

借人は、お父さんが和牛を飼育していますが、その後継者として頑張っている方です。

双方には6月10日に確認しましたが、何ら問題はないと思います。

続きまして、6番について説明いたします。この土地は、中山間事業で整備し今年5月から農家の人に耕作して良いという許可が出た畑です。

借人は5番と一緒に後継者です。貸人、借人双方に確認しましたが、何ら問題ないと思っております。以上です。

○7番委員

7番です。農地法第3条の許可申請について、整理番号7番について説明いたします。この件は、親から子へ使用貸借です。取りあえず貸借を行い、その後譲渡に向けての準備をしたいということでした。借人はUターン者で、もう親の近くに新築をしまして居住しております。

この件につきましては、畑、田全て現地を確認いたしました。

ここに記載しているとおり相違ありませんでしたので、何ら問題ないと思います。

皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

○9番委員

9番です。整理番号の8番、9番、10番について報告をいたします。

まず8番ですけれども、6月13日に譲受人立ち会いのもとで、現地調査を行いました。現地は、私が耕作している田と畑に隣接しているところです。

地目は台帳、現況田になっておりますけれども、何年か前の水害で上流から土が流れ込んで、ほとんど耕作できず現況は、原野状態になっておりました。

そういう状態ですので、経営拡大のためという理由に疑問が生じたので、このことについて、本人に確認しました。本人の言うには、譲渡人は自分の甥で以前農業を目指して帰郷していたが、途中で農業を断念して東京のほうに帰っていったそうです。

その後叔父である譲受人にこの土地を引き受けてほしいという相談があつて、そのようにしたということでした。

この方は機械力も相当ありまして、労働力も十分足りているということで報告します。

9番につきましては、先ほど事務局から説明があつたように、貸人から振興公社が借り受けまして、それを振興公社が、昨年営農大学を卒業した借人に、貸したという事業です。この土地は、御存じの方もいると思いますけれども、道路沿いのところです。

借人は、機械力はまだないということで、認定農家の友人の方に耕運などを行ってもらつたということでした。

これから先の見通しはどうかということで聞き取りをしましたところ、現在、農協のほうにも相談をして、中古の機械でも調達しようと、お願いしているということです。

労働力については、奥さんと二人ということでした。これは、本人と確認をいたしました。

なお、8番につきましては、譲渡人の方が東京にお住まいなので電話で確認し、何ら問題ないということです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明ございました。

それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

議長から良いですか。この番号2番につきまして、今担当委員の方から非農地証明を出すということですが、確認ですけど、どのほ場の予定ですか。

○3番委員

表土のない1番上です。その次の番地。それから、1つ飛ばして、その下の山林。最後の番地の892平米の土地です。

○議長

はい解りました。他にはございませんか。

○議長

ただいま異議なしの声がございました。それでは、採決をいたします。

議案第1号の整理番号2番を飛ばしまして、整理番号1番から10番まで、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員賛成でありますので、議案第1号農地法第3条に係る許可申請についての整理番号1番、3番から10番までにつきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号2番につきまして、担当委員の方から説明がございましたように6筆のうち2筆を許可ということにいたしまして、残り4筆につきましては、来月以降に非農地証明を提出するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

以上2番につきましては、担当委員の報告のとおり許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして、議案第2号農業振興地域計画変更に係る意見の聴取についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号農業振興地域計画変更の除外、用途変更に係る意見の聴取についてを説明します。資料の4ページをごらんください。

農用地区域につきましては、市が定めておりますが、農業振興地域の変更をするために市長から農業委員会の意見聴取を求められています。

1番は用途変更であります。

申請地は下西の池野地区の字上畑〇〇〇番で、台帳現況地目とも畑で面積は565平米です。申請人は農業法人で、申請理由は、現在農業用倉庫を借用しているが、地主から返還を求められており、申請地に農業用倉庫と堆肥舎を建設したいということであります。

当該土地は、農用地区域で利用状況を農地から農業用施設に変更するための申請が農林水産課に出ております。

それで農業委員会の意見を聞きたいということで、今月申請がきております。

これに関しては、後で5条申請も出ております。

2番です。これは除外です。

申請地は榕城校区の牧之峯地区の字下立切地番〇〇〇、台帳現況地目とも原野で面積は978平米のうちの132平米です。

申請人は熊毛地区消防組合で、申請理由は国の方針で平成27年度までに消防救急無線をデジタル化するために整備中であり、熊毛地域内におけるサービスエリアの拡充を図る計画で、地形、無線機の出力等を選考し、他の無線局への影響等を考慮した結果、当該土地に無線基地の設置をしたいということであります。

当該地は農用地区域内の土地で、地目は登記現況とも原野で農地ではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、農用地区域からの除外で、農業振興地域計画を変更する場合がありますので、農業委員会の意見の聴取が必要ということです。

以上で議案第2号に係る説明を終わります。

○議長

はい。なおこの件につきましては、14日に現地調査が行われております。

調査員になられた皆様御苦労さまでございました。それでは、調査委員長の説明をお願いいたします。

○7番委員

はい、7番です。今月14日に私と10番委員、そして事務局と4人で現地を確認しました。

ただいま事務局から詳しい説明がありましたが、1番につきましては、ちょうど若狭ゴルフ場から上がって、鞍勇線に出る道があります。それを入れてすぐのところの土地でございます。周りはほとんど農地でありまして、隣が山林になっておりました。

去年ぐらいまではキビを作っていましたが、現在はもう荒れております。非農地までにはなっておらず耕作ができるような状態でした。

この申請によりますと、農業用倉庫と堆肥舎を作りたいということで、これを許可しても周囲には何ら影響はないということで、調査の結果許可しても良いと判断しました。

続きまして2番ですが、ここは牧之峯の酪農農家の隣であります。市の牧草地の中を道が通りまして、分断された残地となっております。

現在のところ原野となっております。地目も原野ということで調査員としましては、許可しても良いという意見であります。以上皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

○議長

はい、それでは担当委員の方から説明があればお願いをいたします。

○10番委員

10番です。私も調査員として同行いたしました。調査委員長の意見と同じでございます。以上です。

○13番委員

13番です。ただ今調査委員長の方から詳しく説明がありました。同意見です。

○議長

はい、それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○3番委員

1番については調査委員長から報告がありましたが、この倉庫は何平米ぐらいの物を作るのですか。

○事務局

建物につきましては、農業用倉庫と堆肥舎合わせて132平米です。

○議長

他にはございませんか。

○8番委員

整理番号2番ですけど、牧之峯の土地がもし農振地域でなかったら、これは国の事業ですから農業委員会の許可は、要らないのですか。

○事務局

まずこの土地は、原野でございますので農地法から外れております。

もし農地であった場合は、電波法の関係で農地法の上位法でありますので許可不要案件になってきます。なお、今回は農用地区域の除外だけの申請ということであります。

○8番委員

はい、わかりました。

○議長

他にはございませんか。

○議長

それでは、異議なしの声がございました。採決に入ります。

議案第2号農業振興地域計画変更について、整理番号1番、2番について賛成の方は挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でありますので、議案第2号の農業振興地域計画変更については、同意するということで、意見書を市長に送付をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号農地法第4条に係る許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

資料は5ページになります。今月は、一般住宅の1件の申請がありました。

申請地は、榕城校区の本立地域の字石堂、地番〇〇〇番の1筆で、台帳現況地目とも

畑で、面積は498平米であります。

申請理由としましては、現在借家住まいで子供が成長し手狭になり、実家の隣の土地に住宅を建築したいとの理由であります。土地の条件は、農振農用地域外であり、農地規模が10ヘクタール未満の地域で第2種農地と判断され、周辺農地への被害もなく転用は問題ないと判断されます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長

この件につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員長からの説明をお願いいたします。

○7番委員

はい、7番です。先程と同じ14日に4人で現地調査を行ってまいりました。

土地の場所は、農協の石堂スタンドの横を通って行きまして、本立公民館のすぐ横でございます。

その土地は自分の土地でありまして、農振地域外ということで、地元の後継者が帰って来るということは良いことで、何ら農地法第4条に抵触することはありませんでしたので、許可相当と考えます。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

○議長

はい、担当委員の方から補足説明があればお願いいたします。

○13番委員

はい、13番。ただ今委員長の方から報告がありました通りです。以上です。

○議長

これより質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がございました。それでは採決をいたします。

議案第3号農地法第4条に係る許可申請について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

全員賛成でございますので、議案第3号農地法第4条に係る許可申請についての整理番号1番につきましては、許可相当とし意見を県農業会議に送付をいたします。

○議長

続きまして、議案第4号農地法第5条に係る許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

資料は6ページになります。今月は農業用施設1件、一般住宅3件、進入道路及び駐車場1件、計5件の申請がありました。

整理番号1番の申請地は、国上寺之門地区の字横峯〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

の4筆で、台帳現況地目とも畑で面積は合計1743平米です。

申請理由としましては、隣接地の原野に住宅を建設予定であり、その住宅への進入路と駐車場として利用したいということです。

この土地の経緯としましては、以前は1枚の畑であったが県道が通ったことによりその畑が分断され残った土地であります。従って、畑としての利用が不便になったと思われれます。土地の条件は農振農用地域外で、農地規模が10ヘクタール未満の区域にある農地で、第2種農地と判断され、また周辺農地への被害もなく転用は問題ないと判断されます。

続きまして2番です。

申請地は、国上の野木平地区の字柳之久保、地番〇〇〇、台帳現況地目とも畑で面積は499平米です。

申請理由としては、現在借家住まいで手狭になり申請地を祖父から譲り受け住宅を建築したいとの理由であります。

土地の条件は、農振農用地域外で農地規模が10ヘクタール未満の地域にある農地で、第2種農地と判断されます。また、周辺農地への被害もなく転用は問題ないと判断されます。

3番です。申請地は、榕城校区の上之原町地区の字田中野〇〇〇番地で、台帳現況地目とも畑で、面積は447平米であります。

申請理由としましては、種子島に帰省した際の住まいとして、父から申請地を譲り受けて住宅を建築したいとの理由であります。

土地の条件は、農振農用地域外であり、農地規模が10ヘクタール未満の地域にある農地で、第2種農地と判断され、また周辺農地への被害もなく転用は問題ないと判断されます。

4番です。申請地は先ほど、用途変更の申請が出されていた農地で、字上畑〇〇〇番地、台帳現況地目とも畑で面積は565平米です。

申請理由としましては、現在農業用倉庫を借りているが家主より返還を求められており、申請地に農業用倉庫と堆肥舎を建築したいという理由であります。

土地の条件としましては、農振農用地であります。用途変更申請をしており、周辺農地への被害もなく転用は問題ないと判断されます。

5番です。申請地は下西鞍勇字大流合〇〇〇番地で、台帳現況地目とも畑で、面積は499平米であります。

申請理由としましては、障害者の兄と同居するため、自宅の隣接地の申請地に土地を求め、住宅を建築したいとの理由であります。

土地の条件は、農振農用地域外であり農地規模が10ヘクタール未満の区域にある第2種農地と判断され、また周辺農地への被害もなく転用は問題ないと判断されます。

委員の皆様様の御審議よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。
続きまして、調査委員長から説明をお願いいたします。

○7番委員

はい、7番です。農地法第5条許可申請整理番号1番について説明いたします。

この件につきましては事務局から詳しく説明がありました。

現地は、西之表から野木平の方向に走りまして、寺之門公民館に右折する左右の土地でございました。

昔は1枚の畑であったようですが、西之表国上線の県道が通ったために、4筆に分断されまして、1番広い面積であるのは844平米で、この土地につきましても、幅が狭くてトラクターを掛けても行って来る程度の幅の土地です。

そういう状況で、その他の3筆も同じように狭い土地に分断されておりまして、今回の申請地に隣接する原野に住宅を建築して、住宅の進入路と駐車場に利用したいという申請があり、土地の有効利用という面からも転用しても良いのではないかという結論に至りましたので、皆さんの審議をよろしくをお願いいたします。

次は、整理番号2番ですがこの件につきましては、申請人の父親の隣に祖父の畑がありまして、それを無償で提供していただいて、自分の住まいを建築したいということです。

この件につきましても、周辺農地に何ら支障はない状況でございましたので、許可相当という結論に至っております。

整理番号3番でございますけども、この土地の場所は自動車整備工場が建っているところで、旧道と新しく出来た県道に挟まれた三角になった土地でございます。

ここは兄弟で、一緒に住宅を建てて種子島に帰省した時に使いたいという申請でありました。この件につきましても、周囲には何ら問題が無いということで、許可相当という判断になっております。

整理番号4番ですけども、これは先ほどありました農振地域の用途変更場所で、これにつきましても、周辺の農地に何ら支障ないという判断に至っております。

それから整理番号5番でございますけども、これは鞍勇の土地でございまして、場所は、農機の整備工場を古田方面に向かいまして、右側の土地でございます。

ちょうどカーブの手前です。

障害者の兄と同居する自宅を建築したいということで、現地調査をいたしましたけども、この住宅の周りには、他の住宅は隣接しておりませんし、何も障害が生じないということで許可相当という判断になっております。以上です。

○議長

続きまして、担当委員の方から説明があればお願いいたします。

○6番委員

6番です。担当委員は日笠山委員になっておりますけれども、公務のため自分が代わりに調査しました。

今の調査委員長の報告どおり、何ら問題無いと思います。以上です。

済みません。今の報告は整理番号1番と2番についてです。

○3番委員

3番です。調査委員長のとおりに特に問題ありません。以上です。

○10番委員

はい。10番です。4番につきましては、委員長の意見と同じです。

5番につきましては、兄のために車いすを利用できる住宅を建てたいということで、現在の住まいを増築するという事です。

また、隣接する農地の所有者とも話し合いがついており、何ら問題はないと思います。

○議長

それではこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○3番委員

番号1についてであります。面積が1743平米となっておりますが、転用理由は住宅への進入路と駐車場にしたいということですが、進入路と駐車場にこれほどの面積が必要でしょうか。駐車場は、何十台も止めるのでしょうか。

○事務局

申請では、駐車場の方が9台ということで申請が来ております。

○3番委員

進入路としては、延長と幅はどれぐらいで、面積は幾らぐらいでしょうか。

○事務局

幅は5メートル程度で奥の方まで40メートルぐらいということです。

○3番委員

5m幅の40mでは、200平米ほどですね。車9台止めてもこれ程面積は必要無いのではないのですか。

○2番委員

2番です。現地調査の時不在でしたが、現地は周りがニガダケで囲まれておりまして、実際使用できる面積は、これほどではないと思います。

○3番委員

そしたら、ニガダケで覆われているのであれば非農地申請で良いのではないのですか。

○議長

ここは、全部が1枚ですか。1枚が4筆に分かれているのですか。

○7番委員

1枚は住宅を建てる土地に面しておりまして、あとは道路で分断されたばらばらの土

地となっております。1カ所ではありませんので、844平米だけがその隣接された、場所で帯を敷いたような畑でありまして、後の3筆は県道に分断されています。

集約すれば1743平米になるのですが、別々でありますので利用するのは、別なものですから、これは許可しても良いという結論になりました。

○議長

この844平米があれば、進入路と駐車場が出来ると。

○7番委員

先程も説明した通り幅が狭くて、細長い土地でありますので自分の原野の場所も利用しながら、利用したということで、申請がなされましたので現場を見て判断しました。

また、現在のところその土地の台帳、現況は畑となっておりますけれども、実際は原野のような状態でございます。

○3番委員

はい、それでは〇〇〇番から〇〇〇番までは、進入路としては使わないということですか。844平米について使うということですか。進入路として。

○7番委員

844平米の土地については、細長く原野に隣接した状態で法部もあります。

あと残りの面積について、駐車場とかに使えるのではないかなど。

○議長

事務局は、場所の図面を前の黒板に書いて下さい。

○3番委員

この譲受人は、農家ですか。

○7番委員

この方は、農業はしておりません。

○5番委員

この方は私と同じ地域ですが、知っている範囲で申し上げますと今回職場を定年になって、地元に戻ってきた方です。元の家が道路の不便なところですので、申請地に土地を求めて新築したいということでした。

この土地の周辺部は、かなり良い土地ではあったのですが、業者の方が、庭園木を植えている状態でした。

また、周辺部もニガダケで覆われているため畑としては利用が厳しい状況でした。

○3番委員

この資料の現況が全部畑になっているのですが。

○事務局

(事務局で、黒板により説明)

○3番委員

この地図を見る限り、道路左側は、申請理由から考えて関係ないと思いますが。

進入路と駐車場のために利用する事からすれば、道路反対側は、許可要件に該当しないのではないのでしょうか。

○議長

図面を書いています、他の皆様は如何ですか。

転用目的からすれば、道路反対の土地は非農地証明を申請して頂いて審議し、今回の申請では、外す方が良いと思いますが。

○1番委員

一般の方が農地法5条で一般住宅を取得するときは、約150坪と聞いていますが、この面積でも申請は、出来ますか。

○事務局

可能とは、思いますがまた、調べておきます。

○3番委員

この地図を見る限り、道路反対は申請理由と関係ないと思います。表の下2筆の182平米と449平米は、別と考えて良いのではないですか。

保留ということで、来月以降非農地として申請したらと思います。

○議長

皆さんの意見をまとめると、この4筆の内の2筆844平米と268平米に関しては、転用許可とし、あとの2筆については、譲渡人に非農地申請をして頂くということで、意見が出ましたが、それでよろしいですか。

○9番委員

はい。質問ですけれども、この細長い土地と少し離れた場所に印がありますが、同一の地主さんですか。その離れた2筆の間にあるのは、別の方ですか。

○事務局

1年前に、その間の土地は非証明が提出されていて、今度そこに家を建てる予定です。

○6番委員

3番委員が言われるように、そういう方向でしたほうが良いと思います。

○議長

皆さん、どうですか。

○7番委員

実を言いますと、当日の現地調査の時も問題になりました。

農家ではないということで、私も一応そこは強く出たんですけども、事務局が農地として活用できないということで、許可相当という事になりました。

それともう一つ真ん中の土地を非農地申請するときに、現場を見たはずですので、その時に周りも非農地にするような十分な指導できなかったのかなと思います。

今指摘されるのは、当然だと思います。

○議長

整理番号1番につきましては、3番委員の指摘の通り上の2筆については、転用であるとの2筆に関しては非農地ということで、採決したいと思います。

その他、2番から5番につきまして何か質疑はございませんか。

○議長

異議なしの声がございましたので、採決をしたいと思います。

農地法第5条の規定による許可申請整理番号1番につきましては、844平米、268平米の2筆については、転用を許可する、下の182平米と449平米に関しましては、転用を不許可とする。

また、番号2番から5番につきましては、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員賛成でございますので、議案第4号農地法第5条にかかわる許可申請についての、整理番号1番につきましては説明のとおりとし、2番から5番につきましては、申請どおり許可相当として意見を県農業会議に送付いたします。

また、先ほど1番委員から質問のあった500平米の要件に関しましては、後もって調査し、説明したいと思います。

○議長

続きまして、議案第5号の非農地証明願いについてを議題といたします。

これにつきましても現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

○7番委員

それでは非農地証明についての現地調査の結果を報告します。14日の日に現地調査を行いました。

申請地は、登記地目は畑でありますけれども、昭和42年頃から耕作せず現況は宅地であります。

現地は、現和農協支所の隣でガソリンスタンドが建っている場所です。

小学校のほうに向かって、右の裏側の住宅まであります。現状は、周りを住宅に囲まれ45年以上農地として利用されておられません。従いまして、農地としては利用は不可能ということに至っております。

よって、非農地は妥当ではないかという結論に達しました。

皆様方の御審議方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

ただいま、調査委員長の方から議案第5号非農地証明についての説明ございました。

担当委員の方から説明があればよろしくお願ひいたします。

○8番委員

はい8番です。調査委員長の報告のとおりでございます。

現況宅地となっており、現在宅地として課税もされております。ただ、登記簿上の地目が畑となっているところであります。審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長

それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ただいま異議なしの声がございました。これより採決に入ります。

議案第5号非農地証明願いについての整理番号1番につきまして、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成でありますので、議案第5号非農地証明願いについての整理番号1番につきましては、承認することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第6号あっせんについてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号あっせんについて説明します。資料は、8ページになります。

今月のあっせん申し出は、借りたい案件が1件であります。

申請理由は、息子が来年営農大学を卒業するので、卒業したら息子に農業経営を引き継ごうと思っているようです。

引き継ぐ前に、能野、石寺方面の農地を確保しておきたいという理由であっせんが来ております。

希望する場所が能野、石寺方面なので14番の瀬川委員と10番の石寺委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑等はございませんか。

○6番委員

6番です。この申請人は、現在農業をしている方ですか。それと、高齢者ですか。

○議長

申出者の息子さんは、今営農大学校の4期生で本人は、キビ農家です。

年齢は、ちょっと解りませんが60代ですかね。

○2番委員

2番です。質問ですがこの案件は、どのような農地でも良いのですか、それとも何か

要件があるのですか。例えば面積など。

○議長

能野、石寺方面の農地を確保したいと言うことですのでその辺の農地が欲しいということだと思います。

○10番委員

はい10番です。借りた農地はサトウキビを作ると決まっていますか。

○議長

はい、私もこの営農大学の息子さんを知っていますが、今度キビはやめると聞いております。安納いもを作りたいと聞いております。また、ブランド認証制度を取得して頑張りたいという事でした。

他にございませんか。無いようですので、あっせんを依頼された委員の方はよろしくお願いいたします。

○議長

続きまして議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定にかかわる意見の聴取についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを説明します。

まず利用権の設定です。1の1ページをお開きください。

期間が平成25年7月1日から平成30年6月30日までの5年間、地目は畑、面積7714平米内更新分7714平米、利用権の設定をする者2名、受ける者1名です。

2段目です。期間が平成25年7月1日から平成31年6月30日の6年間。

地目畑、面積6178平米、うち更新分0平米で利用権の設定をする者2人、利用権の設定を受ける者2人です。

3段目です。期間が平成25年7月1日から平成35年6月30日の10年間、地目田、面積4887平米、畑面積20734平米、合計25621平米うち更新分25621平米、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者1人です。

次に、1-2ページをご覧ください。計画総括表、経営面積等です。

1番、鹿児島市に住まいの77歳の方の畑3筆、面積3485平米を住吉に住む認定農家の方が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

2番住吉にお住いの70歳の方の畑1筆、面積4229平米を住吉に住まいの認定農家の方が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

3番、上西に住まいの74歳の方の田4筆、面積4887平米、畑12筆20734平米、計25621平米を上西に住む認定農家である子供が使用貸借で10年間借り受けるものであります。

4番、国上に住まいの83歳の方の畑2筆3089平米を円滑化団体である西之表市

農業振興公社が、賃貸借で6年間借り受けるものであります。

5番、4番で円滑化団体である西之表市農業振興公社が借りた2筆3089平米を国上に住む認定農業者が賃貸借で6年間借り受けるものであります。

内容については、1-3から1-8ページをごらんください。

続きまして所有権移転です。2-1ページをお開きください。

今回は8件の申請がありました。

平成25年6月24日に所有権移転しようとするものであります。

次に2-2ページをごらんください。計画総括表であります。

1番です。安城にお住まいの84歳の方の田7筆、面積8854平米、畑8筆5485平米、合計14339平米を同居する認定農家の子供が贈与で所有権移転するものであります。

2番です。伊関にお住いの81歳の方の田4筆4021平米、畑9筆24858平米、合計13筆、面積28879平米を同居する認定農家である子供が贈与で所有権移転するものであります。

3番です。安納にお住いの78歳の方の畑5筆、面積9408平米を安納に住む認定農家である子供が贈与で所有権移転するものであります。

4番です。榕城にお住いの59歳の方の畑1筆509平米を榕城に住む認定農家の後継者が売買で所有権移転するものであります。

5番です。榕城にお住いの94歳の方の畑2筆4174平米を榕城に住む認定農家の後継者が、売買で所有権移転するものであります。

6番です。榕城にお住いの認定農家の63歳の方の畑5筆7102平米を同居する後継者が贈与で所有権移転するものであります。

7番です。現和にお住まいの65歳の方の原野、現況は農地法面ですけれども、1筆277平米を榕城に住む認定農家の後継者が贈与で所有権移転するものであります。

8番です。安納にお住いの45歳の方の台帳地目原野、現況農地法面2筆982平米を榕城に住む認定農家の後継者が贈与で所有権移転するものであります。

なお、詳細については2の3ページから2の28ページをごらんください。

以上すべての案件につきまして、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局より、議案第7号について説明がございました。初めに、利用権の設定についての審議を行います。

このうち整理番号4番、5番につきましては、2番委員が利用権の設定を受ける者となっております。

これにつきましては、農業委員会法第24条の議事参与の規定に該当しますので、議案を分割して審議を行います。

最初に整理番号1番から3番を審議します。担当委員からの説明をお願いします。

○1番委員

1番です。まずは、本日総会に遅れたこと大変申し訳ありません。おわびを申し上げたいと思います。

それでは利用権の設定、整理番号1番、2番について、現地調査並びに訪問確認や電話確認を行いましたので、御報告を申し上げます。

整理番号1番については事務局の説明どおり、貸人は鹿児島市に住んでおられる方でありました。借人は、65歳の専業農家であります。

場所は、国道58号線の住吉志和野で、元建設会社のプラントがあった上の区画整理が終了した農地であります。現在借人がキビの植えつけを行っておりました。

申請に間違いがないことを確認いたしました。

整理番号2番については、貸人は住吉浜之町の方で高齢のため耕作ができないとのことでした。借人は整理番号1番の同じ専業農家の方でございます。

場所は、住吉里之町の広域農道に隣接する農地で、現在春植えのキビを約半分と牧草を約半分耕作しておりました。申請に間違いがないことを確認をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございます。

○9番委員

9番です。整理番号3番について、報告をいたします。6月12日現地調査を行いました。16カ所の田、畑全て現地調査を行いましたけれども、横山地域中に点在しております。場所もあちらこちらでしたがすべて終わりました。

内容としては、田3箇所、さとうきび畑が4箇所、野菜とカボチャ畑がおのおの1箇所、でん粉用いもが3箇所、それと、ハウス、牧草でほとんどのほ場が手入れも行き届いておりました。何ら問題はありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

皆様方の意見を求めます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、これより採決をいたします。

利用権の設定整理番号1番から3番については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、利用権の設定整理番号1番、2

番、3番については原案通り承認し、意見を市長に送付いたします。

続きまして、整理番号4番、5番の審議を行います。審議の間、2番委員には退席をお願いいたします。

それでは、整理番号4番、5番につきまして、担当委員より説明をお願いいたします。

○6番委員

6番です。整理番号4番、5番について説明をいたします。

利用権を設定する方は高齢者で、1年ぐらい前から誰か借る人はいないかと相談を受けていましたが、誰も居なかったため再度探しておりました。今回利用権の設定を受ける者は、農業委員の方であります。

整理番号4番は、場所が2箇所ございまして、1箇所は浦田海水浴場の手前の畑でございます。もう1箇所は、浦田集落から入った喜志鹿崎の十文字の手前であります。

農地円滑化事業で農業振興公社を通して、農業委員の方が利用権を受けるものです。以上です。

○議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありました。これより採決をいたします。

利用権の設定整理番号4番、5番につきまして原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

全員の賛成でありますので、利用権の設定整理番号4番、5番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。ここで2番委員の入室を認めます。

○議長

次は所有権の移転についてを審議します。これにつきましても整理番号3番は、私が所有権の移転を受ける者。整理番号4番につきましては3番委員が所有権を移転する者となっております。先ほど同様農業委員会法第24条の議事参与の規定に該当しますので、これにつきましても、議案を3分割して審議します。

まず初めに、整理番号1番、2番及び5番から8番の審議を行います。

順次、担当委員の方から説明をお願いいたします。

○5番委員

はい5番です。農用地利用集積計画の整理番号1番について説明いたします。親から子への贈与です。14日に両親と立ち会いのもとで、現地調査をいたしました。

譲受人である息子と2時半に待ち合わせをしておりましたが、病院で診察を受けておりました。時間が長引くという事で両親が同行して全筆現地調査を行っております。

まず水田ですが、前浦3筆となっておりますが、現況は1枚の田になっておりました。

それから山ノ茶園3筆ですが、こちらは道路事情が悪く少し荒れている状態でしたが現況は畑でした。

それから古殿は、自分の住宅の隣でハウスでいも苗を栽培しておりました。

字浜座敷ですが、ここは自分の住宅の隣の野菜畑でした。字仮屋園2筆と船高は1枚になっておりまして安納芋を植えておりました。字小前田、掘切は転作でキビを栽培しておりました。字久保田、字寺口は、自分でいもを植えておりました。

以上水田が7筆、畑が8筆の全筆を調査し、すべて耕作がなされておりました。以上です。

○議長

ありがとうございます。次をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。今月の12日に親子一緒に3人で現地調査しました。今回の所有権移転は、親から子への贈与でございます。

田で少し気になる場所がありますので、2の9ページをお開き願いたいと思います。

大田代という田が登記簿は原野となっておりますけども、これは16年の水害の時に工事に来た業者へお願いをして、原野から田になっております。現在も、田を作っております。田の縁を水路が回っておりまして、その水路を活用したいということで、原野から田に戻したようです。

贈与を受ける後継者は、認定農業者でもありまして、現在のところスナップ、落花生、キビを耕作しております。特に問題は無く、申請は妥当と考えております。以上です。

○議長

続きまして、整理番号5番につきまして、説明をお願いいたします。

○11番委員

はい11番です。整理番号5番について説明をいたします。13日に双方立会で現地調査を行いました。譲渡人、譲受人ともに小牧野地域在住であります。

その日は、譲渡人高齢のために息子さんが立ち会っております。

申請地は、西之表西ノ小村〇〇〇と4の畑2筆でありまして、面積が合わせて、4174平米でございます。

これを売買により所有権移転をするという申請であります。譲受人は、20歳で鹿児島農大の畜産部門を卒業しまして、現在認定農家の後継者として、父と共に頑張っております。整理番号4番の場所とも隣接をしておりまして、合わせて造成をして経営を拡大していく計画のようです。申請の通り間違いございませんでした。

○12番委員

12番です。14日に譲渡人立会で現地調査を行いました。

大字西之表が2筆、現和3筆の計5筆で、登記、現況とも畑でございまして、親から子への贈与であります。申請通り間違いございませんでした。以上です。

続けて、7番、8番を報告します。

7番につきましては、現和の西俣地区の旧パイロット事業地区で、親の代で売買が済んでいたようですが、今回の地籍調査で畑の法面の番地、地目が別になっておりまして8番の譲渡人も同時に変更するために申請を行ったようです。申請どおり間違いありません。

○議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がございました。これより採決します。

所有権の移転整理番号1番、2番、5番、6番、7番、8番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員賛成でありますので、所有権の移転の整理番号1番、2番、5番、6番、7番、8番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして整理番号3番の審議をします。

これにつきましては、私が所有権を受ける者となっております。従って、議長を職務代理者の橋口委員にお願いし、審議の間退席を致します。

○議長3番委員（職務代理者）

それでは会長に代わりまして議事を進行いたします。

議案第7号農用地利用集積の所有権移転、整理番号3番について審議いたします。

担当委員の説明をお願いします。

○12番委員

12番です。13日に現地調査をいたしました。

大字安納3筆、現和2筆でこの現和と言うのは下郷地域の大字が現和となっております。登記、現況ともに畑9408平米です。

譲受人は認定農家で、現在安納いも、球根栽培を経営しております。

これは、親から子への贈与でありまして、本人立ち会いのもと確認したところ申請通り間違いありませんでした。

○議長3番委員（職務代理者）

ただいま担当委員の方から説明がございました。それでは、質疑に入りたいと思います。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長3番委員（職務代理者）

異議なしの声がございました。異議がないようですので採決を行います。

議案第7号農用地利用集積策定に係る所有権の移転整理番号3番について、原案どお

り許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

○議長 3 番委員（職務代理者）

はい、どうもありがとうございます。

全員の賛成であります。議案第 7 号農用地利用集積策定に係る所有権の移転整理番号 3 番について、原案どおり許可することに賛成ということですので、市長に意見を送付いたします。以上で、私の役を終わります。会長の入室を認めます。

○議長

次は所有権の移転整理番号 5 番につきまして審議をいたします。

審議の間 3 番委員の退出をお願いいたします。

それでは整理番号 5 番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○ 1 1 番委員

はい、1 1 番です。農用地利用集積計画に係る申請の所有権の移転で、整理番号 4 番について説明をいたします。1 3 日に双方立ち会いのもと現地調査をいたしました。

双方ともに小牧野在住であります。申請地は、大字西之表字西ノ小村の畑 1 筆で、面積が 5 0 9 平方メートルであります。ここを売買により所有件を移転する申請であります。譲受人は、先程と同じ 2 0 歳の方で、鹿児島農大の畜産学部を卒業し現在認定農家の後継者として、父とともに頑張っております。

申請地の周りにも、まだ幾つか求めたい場所もありまして、近いうちにそれも求めて、造成をして規模拡大を行いたいという事でした。

申請の通り間違いございませんでしたので報告します。以上です。

○議長

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○ 8 番委員

この畑は、耕作していました。

○ 1 1 番委員

耕作はされておりませんが、いつでも耕作出来る状況でした。

○議長

他にはございませんか。はい、異議なしの声がございました。これより採決します。

所有権移転の整理番号 4 番につきまして、原案のとおり承認する方の挙手を求めます。

○議長

全員の賛成でありますので、所有権の移転整理番号 4 番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。ここで 3 番委員の入室を求めます。

○議長

以上で議案第 7 号の農用地利用集積策定に係る審議を終了いたします。

続きまして議案第 8 号非農地証明交付基準の制定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

先月の定例会において、非農地証明の基準についての議論がありましたので、他の市町村の基準を参考に西之表市独自の許可基準案を作成いたしました。

委員の方々には内容の変更や追加項目の議論をいただきまして、非農地証明交付基準の承認をいただきたいと思います。

それでは内容について説明します。まず見出しの1番については、人為的に手を加えていないことを前提にカッコのアからエを満たした土地としています。カッコアは、農地法以前から非農地だったという要件です。実際この要件に当てはまるという土地は残っていないと思います。カッコのイは、住宅や住宅進入道路、倉庫、車庫などが建っている土地で、おおむね20年以上経過した土地としています。

農地法の許可をとらないで立てたりしているとは思いますが、民法162条の取得時効で20年経過したため、違法性はないものとなり無条件に許可すべきものと考えます。

なお、この条文については、どこの市町村の基準にも入っている項目です。

また、年度がはっきりしない場合があることも考えられますので、おおむね20年としました。これについては、その都度調査員の方々の判断でおこなって頂きたいと思います。カッコのウとエは今まで通り農地への復元は不可能という判断で非農地とします。

次の2は、例外的に承認できる項目を掲載しています。

カッコのオについては、確認する限り非農地として判断するには厳しいが、道路が通行できないとか、水田では、用水が使えなくなった理由で、農地利用をできなくなった場合の基準を書いております。

次のカッコのエですが、これは先月の非農地不承認の案件を元に作成しております。

多分、非農地であったと思われるが、手を加えていた場合などに適用しようという項目です。市役所の方に昭和54年、平成2年、平成12年、平成20年に撮影した航空写真であります。

こういう資料を使って数年前から明らかに非農地だったと確認できた場合は、非農地承認することができるとしてあります。ただはじめとして、そういうことになった場合は顛末書をつけて、頂くことを条件にしております。

またどうしても証明するものがない場合もあると思いますので、その場合は、農家2名以上の聞き取りで明らかに非農地だったと証明でき、さらに顛末書があればよいと記しておりますが、皆さんの考えを聞かせいただければと思います。

最後のカッコキはその他色々なパターンが予想されます。一応その時は、総会で判断をして頂きたいということで記しております。

右側に顛末書の様式を載せています。

本来なら、顛末書ではなく始末書の方が良いと思いますが、農家の皆さんも悪意で行った訳ではないと思いますので顛末書としております。さらに、この顛末書は4条、5条申請等で、ある程度重機などを使って見やすいように手を加えた場合などの時も使用

できるように書いておりますので、その場合の提出の判断は、調査委員の方でお願いしたいと思います。非農地証明基準については以上です。

2枚目の農地形状変更の申請は昨年11月から行うようになっておりますが、内容を一部変更しております。また変更届も若干変更しましたので、審議方よろしく願います。

○議長

ただ今事務局の方から議案の説明がありました。これについて、質疑意見のある方は、挙手をもってお願いいたします。

○3番委員

この土地に係る顛末書ですけども、これは私も良いのではないかと思うわけですが、農業委員会の方の指導とかそういうのを、受けながら無視した場合は、やっぱり、これよりも、当然厳しい始末書ということになるかと思えます。過去においても、そうしておりますが、それでよろしいでしょうか。指導に従わなかった場合ですよ。

○議長

これに関しては一応顛末書ということにしましたのは、先月の非農地証明が不許可という案件でその後、今までの経緯を知る上で顛末書というものをつくりました。

しかし、3番委員の言われるように違反転用については、厳しくしなければいけないと思っておりますので、顛末書よりは始末書が良いと考えますので、そういう考えで対応していきたいと思えます。そういうことでよろしく願います。

他にはございませんか。

○2番委員

はい。この農地の形状変更のほうですけど、届け出は原則として一カ月前ですよ。

○事務局

そうです。済みません。前を抜かしておりました。

○議長

ほかにはございませんか。

○9番委員

すいません。ちょっと後に戻りますけれども、3番が言いました指導に従わなかった場合、それと悪質な場合があるんですよ。

悪質な場合は、原状に戻すということは当然ありうることでしょうか。

○事務局

それは当然あると思えますので、そういう場合は一応総会で審議をしていただきたいと思えます。ここに書いてあるのは一般的な場合で、悪質でないという前提で交付基準を作成していると解釈してください。

○3番委員

過去においては、土建業者が畑に無断で転用して倉庫を創ってしまっていて、何回か指導

したのですが、聞き入れなくて当委員会に呼び出し、始末書を書いてもらい総会で謝罪させた経緯があります。

○議長

ほかにはございませんか。なければ採決してよろしいですか。

それでは、議案第8号の非農地証明交付基準について承認する方の挙手をお願いいたします。



○議長

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので非農地証明交付基準については採択をしたいと思います。

今後の非農地証明の許可判断につきましては、この交付基準を参考にしながらやっていただきたいと思います。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

平成25年6月17日

会 長 日高仙三 
12番委員 下崎茂 
13番委員 南重徳 